

秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正することについて

秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

健康寿命の延伸などスポーツに求められる役割が多様化していること等を踏まえ、秦野市スポーツ推進審議会の委員の構成を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例

秦野市スポーツ推進審議会条例（昭和39年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「10名」を「10名以内」に、「次の各号に」を「次に」に、「任命する」を「市長が委嘱する」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

第3条第2項を次のように改める。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条第3項を削る。

第4条中「運営その他、必要な事項」を「組織及び運営について必要な事項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号 秦野市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第2条 審議会の委員の定数は<u>10名以内</u>とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>スポーツに関する学識経験者</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の<u>残任期間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の<u>組織及び運営</u>について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 審議会の委員の定数は<u>10名</u>とし、次の各号に掲げる者のうちから任命する。</p> <p>(1) <u>スポーツに関する学識経験者 5名</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員 5名</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を任命する。</p> <p>3 <u>前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の<u>運営その他</u>、必要な事項は、規則で定める。</p>